

住所 東京都江川区中野田町135番地8
瑞穂 昭和44年11月19日生
住所 東京都渋谷区松涛2丁目2番11-901号
吳藤葉 昭和59年11月16日生
住所 東京都板橋区大山金井町5番15-304号
陳勇 昭和48年4月24日生
住所 東京都板橋区板橋4丁目2番2号
陳雄 昭和49年7月2日生
住所 川崎市中原区上川町7丁目16番1-203
住所 東京都足立区豊島1丁目1番13-204号
住所 東京都板橋区板橋5丁目1番18号
住所 東京都板橋区板橋5丁目1番18号
住所 東京都板橋区板橋5丁目1番18号
住所 東京都板橋区板橋5丁目1番18号
住所 東京都板橋区板橋5丁目1番18号

○外務省告示第八十三号
スウェーデン王国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十三年一月十三日にベルギー王国政府に通告した。
一 明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」
二 昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」
よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にスウェーデン王国について効力を生ずる。
平成二十三年二月十日付在本邦ベルギー王国大使館口上書
平成二十三年三月十七日
外務大臣 松本 剛明

○外務省告示第八十二号
平成二十三年三月二日にアクラで、ガーナ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。
1 援助の目的及び内容 貧困削減に向けた努力を推進するための資金の贈与
2 贈与額 二億円
3 署名者
日本側 片上慶一在ガーナ大使
ガーナ側 アルハジ・ムハマド・ムムニ外務大臣
平成二十三年三月十七日
外務大臣 松本 剛明

○厚生労働省告示第五十六号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三條第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。
平成二十三年三月十七日
厚生労働大臣 細川 律夫

3 贈与の供与期限 平成二十三年三月三十一日まで
4 署名者
日本側 川口哲郎在コモロ大使
コモロ側 ファーミ・サイド・イブラヒム外務大臣
平成二十三年三月十七日
外務大臣 松本 剛明

○外務省告示第五十五号
技能審査認定規程(昭和四十八年労働省告示第五十四号)第一條第一項の規定により平成九年三月十八日付けで認定したCADトレース技能審査を実施する中央職業能力開発協会から、同規程第五條第二項の規定により事務所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同規程第十條第一項の規定に基づき告示する。
平成二十三年三月十七日
外務大臣 松本 剛明

○厚生労働省告示第五十六号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三條第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。
平成二十三年三月十七日
厚生労働大臣 細川 律夫

○外務省告示第八十二号
平成二十三年三月二日にモロニで、食糧援助に關する次の概要の書簡の交換がコモロ連合政府との間に行われた。
1 援助の目的及び内容 千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2 贈与額 一億四千万円
3 署名者
日本側 片上慶一在ガーナ大使
ガーナ側 アルハジ・ムハマド・ムムニ外務大臣
平成二十三年三月十七日
外務大臣 松本 剛明

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三條第三項第一号の規定に基づく健康保険機関又は保険薬局の指定(平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法(昭和二十二年法律第八十八号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く)以下「特定被災区域」という)内に在る健康保険機関又は保険薬局に係るものに限る。	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者

職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十條第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者(平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く)
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六條の三第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四條の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十三條第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認(特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る)	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二條第一項の規定に基づく営業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る)	特定被災区域内に営業所を有する者
旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)第三條の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請(特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る)	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十号)第四十五條第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四條第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録(特定被災区域内に在る製造所若しくは輸入業又は店舗に係るものに限る)	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十條第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬使用者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許(特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る)	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)第四條第一項の規定に基づく薬局の開設の許可(特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る)	特定被災区域内に薬局を有する者
薬事法第十二條第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る)	特定被災区域内に事務所を有する者
薬事法第十三條第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る)	特定被災区域内に製造所を有する者
薬事法第十三條の三第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外国製造業者の認定	特定被災区域内において申請をする者
薬事法第二十三條の六第一項の規定に基づく指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録、認証機関の登録(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)	特定被災区域内において登録、認証機関の登録の申請をする者

<p>薬事法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>
<p>薬事法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に店舗を有する者</p>
<p>薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内において業務を行う者</p>
<p>戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第四条に規定する特別給付金を受ける権利の裁定の請求</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>
<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可</p>	<p>特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年六月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）</p>
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定</p>	<p>特定被災区域内の介護老人福祉施設</p>
<p>介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定</p>	<p>特定被災区域内の介護療養型医療施設</p>
<p>介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>

<p>介護保険法第六十九条の二第一項の規定に基づく介護支援専門員の登録</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者</p>
<p>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第二項の規定に基づく衛生検査技師の免許</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>障害者自立支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給決定</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>

<p>○農林水産省告示第六百二十号 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十七条の三第一項の規定により財団法人日本醬油技術センターに係る地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての同法第七七条の二第一項の登録が、平成二十三年一月二十五日限り、その効力を失ったので、同法第七七条の三第五項の規定に基づき公示する。 平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野 道彦</p>	<p>○農林水産省告示第六百二十一号 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の三第三項の規定に基づき公示する。 平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野 道彦</p>
--	---

<p>一 登録更新年月日及び登録更新番号 平成二十二年十一月三十日 第八十五号</p> <p>二 登録認定機関の名称及び住所 石川県 石川県金沢市鞍月一丁目一番地</p> <p>三 登録認定機関が認定を行う農林物資の種類 有機農産物</p> <p>四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地 石川県 認定を行う区域</p> <p>(2) 認定を行う事業所の所在地 石川県金沢市鞍月一丁目一番地</p>	<p>○農林水産省告示第六百二十二号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野 道彦</p> <p>(一) 解除に係る保安林の所在場所 香川県東かがわ市入野山字宗心一九二九の二</p> <p>(二) 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>(三) 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>(四) 解除に係る保安林の所在場所 香川県東かがわ市水主一六三三の二、一六三三の三、入野山字宗心一九二九の二</p> <p>(五) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>(六) 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>○農林水産省告示第六百二十三号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野 道彦</p> <p>一 解除に係る保安林の所在場所 香川県三豊市山本町辻字竹谷五〇四〇の一六</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 解除の理由 農道用地とするため</p>
--	--